



環境リスクPress

アスベスト関連ニュース

2020年9月

前田建設工業、学校壁内の石膏版廃材残置

準大手ゼネコンの前田建設工業(東京)が、14年～16年に学校法人日本航空学園(本部・山梨県)から請け負った日本航空高等学校石川と日本航空大学校(ともに石川県輪島市)の校舎や学生寮の建設工事をめぐり、工事で出た石膏(せっこう)ボードの端材が校舎などの壁の隙間に廃棄されていたことが分かり、同社も「石膏ボードの端材が残置されていることを確認した」と発表した。同社は「学校側と合意していた」としているが、石膏ボードは水分などを含むと硫化水素を発生させる恐れがあり、産業廃棄物として管理型処分場で処分が必要とされ、環境省は廃棄物処理法違反(不法投棄)の恐れがあると指摘している。

東京都港区の建築コンサルタント会社「ウトロン」が今年4月、建物の水漏れ対策工事で壁の一部を取り外した際、隙間から大量の石膏ボードの切れ端を発見した。同学園によると、寮には現在、高校・大学に通う生徒や学生計約900人が居住しているが、これまでに健康被害などは確認されていない。同社は学園側に対し、石膏ボードが工場の過程で出たものだと認めた上で、「工期短縮のため協議し、学園側の同意を得てなされた処置」と説明。一方で同学園は「同意したかについては調査中」としている。ウトロンによると、前田建設側は発見された分の石膏ボードの除去や壁の修繕工事を行うと学園側に申し出たが、学園側は信用できないとして拒否し、代わりにウトロンに修繕工事を依頼した。建物の壁には今も相当量の石膏ボードの端材が含まれているとみられ、同学園と前田建設は国土交通省に設置された裁判外紛争処理機関「中央建設工事紛争審査会」を通じて協議を続けている。前田建設は「中紛争で協議している案件のため取材には応じられない」としている。環境省の担当者は「廃棄物を適切に処理する責任は施工・監理者にある。仮に(壁に石膏ボードを廃棄するという)合意があったとしても、適切に処理されなければ行政指導の対象になる」と指摘している。

(参考:毎日新聞・産経新聞)

アスベスト関連ニュース

2020年9月

エコクリーンプラザみやざきで排ガスのダイオキシン基準超(宮崎)

宮崎県環境整備公社は9月17日、運営する宮崎市大瀬町の廃棄物処理施設「エコクリーンプラザみやざき」の焼却施設3号炉の排出ガスから基準値を超えるダイオキシン類が検出されたとして、宮崎市から同日付で改善命令を受けたと発表。同公社は8月に施設近隣の敷地外10地点で自主環境調査を実施。各地点いずれも大気や水に含まれるダイオキシン類は基準値を下回ったが、3号炉の稼働を停止し、原因を調べている。

アスベスト関連ニュース

2020年9月

国家賠償法によるアスベスト訴訟、市に管理責任(北九州)

北九州市立総合体育館(八幡東区)で点検などの作業(1990～2005)に当たり、05年に肺がんを発症して13年に死亡した男性(当時78歳)の遺族が、アスベスト(石綿)対策を怠ったのが原因だとして市と業務を請け負った勤務先のビルメンテナンス会社(太平ビルサービス株式会社)に計約465万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福岡地裁(徳地淳裁判長)は肺がんとの因果関係を認め16日、市と同社に計2580万円の支払いを命じた。業務委託後も石綿被害防止の責任を求めた形で、自治体側に厳しい姿勢を示した。北九州市は一審判決を不服として福岡高裁に控訴する方針を固めた。開会中の市議会定例会に関連議案を追加提案する予定としている。本判決は、建物内の石綿含有吹付け材によるばく露を原因とする石綿被害について、建物所有者の損賠賠償責任を認めたものとしては2例目、自治体を含めて公共団体の責任が認められたのは初めてとなる。

過去の環境リスクPressはこちらから **環境リスク.COM** <http://www.kankyorisk.com>

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8

[TEL]042-726-0744 [FAX]042-726-0726